

広島県告示第七百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年六月十一日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
本郷中地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市					郡市・区
駅家町					町
服部本郷					大字
					字
四八三番	四八一番	三二五七番	三二五八番一	四八七番一	地番
標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号及び標柱七号	標柱番号